

# 傍聴のご案内

市議会ではどなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会を傍聴してみたいはいかがでしょうか。

## ● 手続きは簡単です

本会議開催当日に、市役所3階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。定員は、記者席を含めて36席です。

## ● 傍聴される方へのお願い

議会には傍聴に関する規則があります。規則を守って傍聴することをお願いします。

## 請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に申し請願・陳情を行うことができます。

請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

### ● 請願・陳情書の作成・提出方法

1. 請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、次の書式例を参考に作成してください。
2. 請願・陳情書には、日本語を用いて件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、請願・陳情者が押印して、笠間市議会議長あてに提出してください。なお、提出される方が複数の場合は、ほか〇人と記入して、署名簿を添付するか連署してください。ただし、個人においては、署名することにより、押印を省略することができます。
3. 請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。
4. 署名簿には押印が原則ですが、拇印も認めます。

### 請願・陳情の書式例

〇〇〇に関する請願書  
(陳情書)

紹介議員  
笠間市議会議員  
氏名(署名又は記名押印)

陳情書に紹介議員は  
必要ありません

〇〇〇に関する請願書  
(陳情書)

(要旨)

平成 年 月 日  
笠間市議会議長 様

請願・陳情者  
住所  
氏名(署名又は記名押印) ほか〇人  
電話番号

住 所	氏 名	印

### ● 請願・陳情の取扱い

1. 笠間市議会では、陳情も請願と同様に取り扱います。ただし、持参されたものについては審査をいたしますが、郵送されたものについては、議員に配布のみとし、議員活動の参考にします。
2. 持参いただいた請願・陳情については、文書表にして本会議に提出、所管の委員会に付託し、審査の後、その審査結果に基づき、本会議で採択、不採択の結論を出します。
3. 結論が出されたものについては、その旨を請願・陳情提出者及び市長、関係機関にお知らせします。

## 編集後記

9月の定例議会も活発な論議が交わされました。

先の自主解散といい、現在設置されている議員定数等調査特別委員会といい、着実に、市民の声が議会の中で反映される流れになっています。

日本の憲政の父、尾崎弴<sup>びん</sup>堂は叫んだ、「思想が進歩すれば云々迄もなくその国は隆運に向い、又思想が退歩すれば即ち滅亡に傾く」と。

根本は民衆の思想にある、との言です。

健全でたくましく豊かな思想をいかに育てていくことができるか、激流の中を生きる現代人にとって、最も心すべき事であると考えます。

(野口 圓)

### 議会だより編集委員会

- 委員長 町田 征久  
副委員長 鈴木 裕士  
委員 鈴木 安夫  
委員 石田 安夫  
委員 野口 圓  
委員 鈴木 貞夫  
委員 西木 貞夫  
委員 横倉 一秀  
委員 杉山 秀

